平成26年度
沖縄国際航空物流 ハブ活用推進事業

沖縄県産品の輸出円滑化マニュアル等

平成27年3月31日

はじめに

日本国内においては、人口減少時代に入っておりこれに伴い国内市場は縮小してきている。一方、沖縄県内においては全国でも数少ない人口が増加している県となっており、県内市場は今後も幾分増加が見込まれるものの、国内市場が縮小している中、経済成長の著しいアジア市場を取り込んでいくことが必要となってきている。このような中、各都道府県はアジアの市場を取り込むべく海外への販路拡大を展開している。

また、県内においても、いずれは人口減少に転じることが予想され、市場の縮小も考えられることから、沖縄県も今後に向け、現段階から海外への販路拡大を進めていくことが 重要となる。

しかし、海外への販路拡大を図っていく上では、国内の法令等に基づく規制だけでなく、 輸出国の規制や法令なども関わってくることから、輸出に不慣れな生産者にとっては大き な課題となっている。これらの課題解決に向けて本報告書は、県内から新たにアジア向け 輸出を取り組もうとしている生産者に参照となるように作成した。

なお、内容については一般的な例として作成したものであるので注意を要する。

■輸出の概要

輸出とは、海外バイヤーとの売買取引であり、国を越えての取引となることから様々な 規制やリスクが存在することになるので、はじめて輸出を行う事業者にとっては大きな負 担になる。

実際に輸出を取り組むに当たっては、以下の流れについて分けて考えていくことになる。

- ●国際協定等による規制
- ●日本の法令による輸出規制
- ●相手国の輸入規制や両国間で取り決められた規制

【解説】

●国際協定等による規制

これに該当するものには、「ワシントン条約」が挙げられる。「ワシントン条約」は、絶滅のおそれのある野生動植物が国際取引に利用されることがないようにこれらの種の保護を目的に約 180 カ国が締結国となっています。また、生きている動植物にだけでなく剥製や、それらの動植物を利用した加工品なども対象となります。ランやアロエなども規制対象となることがあるため、輸出入取引の際は原材料が規制に該当しないか、最初に調査しておくことが必要になります。

●日本の法令等による輸出規制

日本からの輸出は原則自由であるが、「輸出貿易管理令」、「外国為替及び外国貿易法」などの貿易関係の法令に基づき、許可または承認を受けなければならない品目がある。また、「植物防疫法」、「家畜伝染病予防法」といった国内関係法(各主務官庁)の許認可の取得が必要な品目がある。

●相手国の輸入規制や両国間で取り決められた規制

各国とも保健衛生の安全や公安風俗などに悪影響を及ぼさないよう国内法により輸入規制を設けている。

また、日本からの輸出品に対しては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い日本 食品の輸入許可に対し厳しい制限を設けているほかに関連する証明書を求めている。これ らは国対国の交渉によって取り決められる。

■ 輸出取引の形態

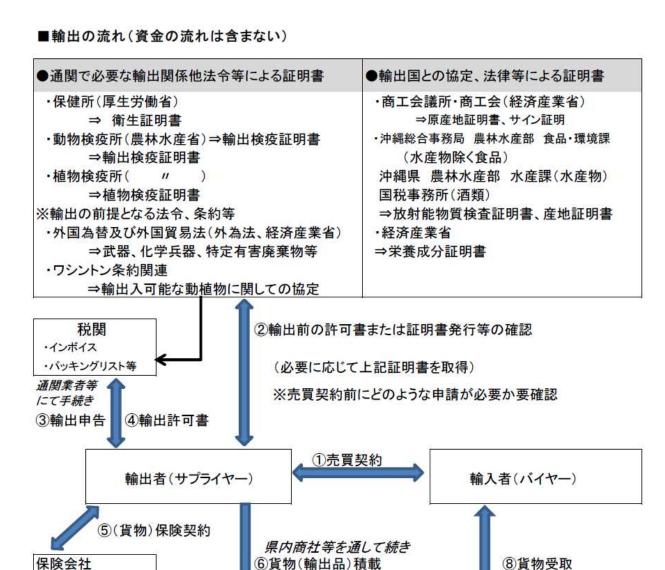
(1) 輸出実務について

- ・実際に輸出取引を進めるに際に必要となってくる法令関連の証明書は、大きく分けると、 通関の輸出関係法令(関税関係法令等)による証明書と輸出国(二か国間)との協定で 必要な証明書の2つに分けられる。
- ・ただし、輸出に関しては、外国為替及び外国為替貿易法や国際法であるワシントン条約 などの規制にかからないことが前提となる。
- ・ 通関の輸出関係法令(関税関係法令等)は、衛生証明書や動物検疫証明書、植物検疫証明書などがある。書類によって申請場所や書類に要する時間が違ってくるので注意を要する。
- ・輸出国(2カ国間)との協定で必要な事項は、国ごと、品目ごとによって違い、2カ国間の交渉によって変わっていくので、常に確認が必要となる。この書類に関しては、輸出国のバイヤーとの商談を進める前に、商談アイテム自体が輸出可能かどうか調べておく必要がある。さらに輸出国によって品質や栄養成分、ラベル表示などの規制も変わってくることからこれらに対応できるよう事前準備も必要となってくる。
- ・特に東日本大震災における東京電力福島第一原発の事故以降、放射能検査に関する証明 書など原発に関する書類の要求が多くなっている。なお、福島県や隣県の輸出品に関し ては原則、全面輸出禁止の措置が取られている事例が多く、厳しい輸出制限が課せられ ている。
- ・また、輸出用の貨物に使用される木材梱包材についても消毒がされているかどうかが要件になってくる場合があるので、輸出制度のほか細部にも注意をしていくことが必要である。
- ・輸出実務の流れをみていくと、通関自体は電子化などによりスピード化されて特に問題はないが、通関の際に必要となる関税法令等に関する書類や輸出国との協定より必要な証明書ついての収集が煩雑であり、輸出者はどこで、どのような書類をもらえばいいのかどうかや書類の発行について手間を要している。

■ 輸出取引の形態

(2) 輸出実務の流れについて

輸出実務については、売買契約から現地で貨物を受け取るまでは主に下図のような流れ になる。ただし、先述したように売買契約までにそもそも輸出可能かどうか、どのような 書類を揃えておくことが必要かなど調べておくことが必要である。



7輸送

輸入地(現地)

船便または航空便

■ 輸出時に必要な書類の解説

- ・輸出の際に必要な証明書、書類の各事項について、輸出国(二か国間)との協定で必要な証明書、通関の輸出関係法令(関税関係法令等)による証明書、貿易取引の際の輸出入者の両者で必要な書類の3つに分け、以下の表にて記載。
- (1) 輸出国との協定等により必要となる主な書類

■輸出国との協定、依頼等による証明書

	出国との協定、依頼寺	発行先	許認可官庁	内容	日数	備考
1	原産地証明書	商工会議所	経済産業省	輸出品の原産地(国 籍)の証明	1日程度(早け	
2	サイン証明書	※事前にサイン登録が必要になる	経済産業省	書類が正規に作成されたものであることを 証明するもの	れば半日でも 可能)	
3	日付証明	(水産物除く食品) 沖縄総合事務局 農林水産部 食品・		東日本大震災発生の 2011年3月11日より 前に生産、加工され たことを証明するもの	7日らい(5営業 日をメド)	
4	産地証明書	環境課 (水産物) 沖縄県水産課	農林水産省	東日本大震災による 福島原発による輸出 規制対象以外の地域	7日くらい (5営業日をメ ド)	※放射能検査は県内で2機 関が農林水産省より指定 ・(一財)沖縄県環境科学センター ・(株)沖縄環境保全研究所
5	放射能検査証明書	(酒類) 国税事務所	財務省 (国税庁)	で生産され、放射能 の影響を受けていな いことを証明	※ただし、放射能 検査の場合はさら に時間を要する。	※放射能検査には検査結果 報告書のみを求める国と検 査証明書(政府が輸出国政 府に対して発行する証明書) を求める国がある。
6	栄養成分	経済産業省(本省)	経済産業省	輸出品の成分が、 輸出国の基準で 要件とする成分等 を含んでいるかど うかの認可	7日くらい(許可 をもらうための 事前の成分検 査を含めるとさ らに時間を要 す)	

■ 輸出時に必要な書類の解説

(2) 通関時に必要な書類

①公的な書類

輸出に関しては、外国為替及び外国為替貿易法や国際法であるワシントン条約などの規制 にかからないことはが輸出の前提となるので、事前に輸出品についての情報を収集しておく 必要がある。

■通関時に必要な主な公的書類

	書類	発行先	許認可官庁	内容	日数	備考
1	衛生証明書	保健所	厚生労働省	食品衛生の観点から の許認可	7~10日	以前は2週間を要したが、 県の関係部署の働きかけ で1週間程度に短縮。
2	輸出検疫証明書	動物検疫所	農林水産省	家畜伝染病予防 法に基づく輸出入 検査	1日	検査自体は1日でできるが、初めての輸出品の場合は事前の提出書類に時間を要する。
3	植物検疫証明書	植物検疫所	農林水産省	植物防疫法に基づく輸出入検査	1日(数時間 で済む場合も ある)	
4	輸出抹消登録証明書	沖縄総合事務局	国土交通省	道路運送車両法		中古車輸出の場合

■ 輸出時に必要な書類の解説

②取引先の間の私的書類

輸出(貿易)の際に必要となる主な私的書類は、商業送り状(インボイス)、梱包明細書 (パッキングリスト)などがあるが、輸出の相手先から見積書(現地の言語)、納品書など 独自の書類を請求される場合もある。

■貿易取引の際の主な必要書類(輸出入者間の私的な書類)

	書類名	作成者	概要
1	商業送り状 commercial invoice	輸出者	・商取引が実際にあったことを示す書類。商品明細、金額が記載。 ・輸出者から輸入者への請求書の役割を持つ ・通関の際に必要
2	梱包明細書 packing list	輸出者	・貨物の梱包の数、重量、容積、梱包の種類(段ボール、木箱)、各梱包ごとに内容を記載。 ・インボイスに加えて税関で求められることがある。
3	船荷証券 bill of lading	船会社	・貨物を船積みした際に発行される。輸出者から輸入者へ送付。 ・有価証券であり、輸入地で貨物を引き取る際に必要な書類となる。 ・貨物引換証となり、B/Lが発行されれば、B/Lとの引き換えでなかれば貨物の受取りが出来ない。
4	保険証券 insurance policy	保険会社	・輸送中に発生した貨物の損傷や変質、盗難などに備え保険をかける。 ・輸出者が保険をかける契約条件だった場合、保険証券は輸出者にあてて発行される。
5	海上(航空)運送状 SEA(AIR)-WAYBILL	輸出者	・B/Lと違い有価証券ではなく、貨物引換証の機能は有しない。 ・貨物の受領証、運送契約の証拠とはなる。預かり証的なモノ。

輸出は国内の輸出基準に基づく書類と二か国間の協定により必要な書類があるが、国によっては要求される証明書などが煩雑になっている場合が多い。また、輸出国によって品質や栄養成分、ラベル表示などの規制も変わってくることからこれらに対応できるよう事前準備も必要となってくる。本稿においては、輸出の際の参考となるよう国際航空ハブ便が就航している主な国ごとに必要となる主な書類についてまとめた。

なお、本件は平成 27 年 3 月末時点のものである輸出の際の書類は、都度変更になるので 注意されたい。

(1) 香港向け輸出

香港は、輸出品に対して関税がないことや貿易制度に関しても自由度が高い一方、各国、各都道府県ともに輸出を展開しており競合の激しい地域である。輸出に関しては、他国と比較しても必要となる書類は少なく、輸出に関してハードルは比較的低いものの、輸出規制がされている品目や成分などもあることから、事前の確認が必要である。

■香港向け沖縄県産品輸出における主な書類

		国内通	題関		輸出国	回の通	関、申	清等						
		検疫所	検疫所		制、法律等によって、展が電力信息第一					その他 基づき 必要な	申請、	国の法律 事前準		
		動物検疫証明書	植物検疫証明書	衛生証明書	サイン証明書	原産地証明書	日付証明	産地証明書	放射能物質検査	(相手国からの)	栄養、成分規定	添加物表示等	ラベル表示規制	備 考
畜産物	豚肉	0	-	0	-	-	-	_	※1	※ 2	-	-	-	
	牛肉	0	_	0	-	_	_	_	※ 1	 2	_	-	-	県内に香港政府認 可の牛の屠畜場は 無い。
水産物	魚類他	% 3		※ 4	_	_	-	-	※ 1	_	_	-	-	
生鮮物	野菜	=	_	=	=	-	-	-	-	-	-	_	-	
加工食品	食肉加工品	0	_	0	-	_	-	-	※ 1	※ 2	_	※ 5	-	
	牛乳·乳飲 料、冷凍菓子	-	_	_	_	_	_	_	% 1	※ 6	※ 7	0	0	
	加工食品(菓 子類等)	_		-	_	_	-	_	-	_	0	0	0	
酒類	泡盛、ビール	_	-	-	_	1775	-	-	-	% 8	-	-	※9	

■ 沖縄から各地域への輸出において必要な書類

【補足説明】

- ※1 放射能検査は現地にてサンプル検査。
- ※2 香港植物環境衛生署より輸入ライセンスが必要。
- ※3 くるまえび属のえび類の稚えび、こい、きんぎょ、さけ科魚類などは必要になる。
- ※4 必須事項ではないが、香港食物環境衛生署は取得を強く推奨。無い場合はサンプル検 査等に影響が出る。
- ※5 クチナシ色素、紅花色素、紅麹色素、甘草(カンソウ)等を使用した食品の輸入は一 誌できない。
- ※6 輸入業者のライセンスは必要ないが、製造元に関する書類やサンプル事前提出し香港 食物環境衛生署からの事前登録・申請が必要。 ※7 細かい成分規定あるので事前確 認が必須。
- ※8 アルコール度数 30%以上の酒類は輸入ライセンス、倉庫ライセンス(香港の酒類免許 委員会)が必要。なお、アルコール度数 30%超のものには物品税 100%がかかる。30% 以下の酒類及びワインは免税。
- ※9 ワインその他のアルコール度数 10%以上の飲料は表示免除。アルコール度 1.2%超、10%未満の飲料では賞味期限の他は表示免除となる。

(2) 台湾向け輸出

台湾は、牛肉が輸入禁止となっているほか、現地の通関当局において全ロット検査としている品目も多く、輸出の手続きはやや煩雑となっている。また、成分表示、添加物規制の基準等についても細かいチェックが必要となる場合がある。

また、台湾向け輸出は、2015 年 5 月 15 日より産地表示に対する規制が強化された。日本政府と台湾政府との協議で当面は、商工会議所が発行した証明書などによって産地を証明する暫定処置が取られているほか、県は輸出円滑化に向け独自で産地証明書の発行を始めている。

■台湾向け沖縄県産品輸出における主な書類

	国内通	題関		輸出回	回の通	関、申	青等							
			fi	保健所		国の規 法律等 る書類	東京電原発展	む力福 . 関連	島第一		動出国申請、 申請、 書類			
		動物検疫証明書	植物検疫証明書	衛生証明書	サイン証明書	原産地証明書	日付証明	産地証明書	放射能物質検査	輸入許可書	(栄養表示等)	添加物規制等	ラベル表示規制	考
畜産物	豚肉	0	_	0	※ 9	* 9	-	-	_	* 1	-	_	_	2011年8月より豚肉 輸出は解禁された が、国内からの実質 的な輸出は実施されていない。県内屠畜 施設の台湾政府の認可も取られていないため、現状では台湾向け輸出はハードルが高い。
	牛肉	×	×	×	※ 9	※ 9	×	×	×	×	×	×	-	日本からの輸入禁止
水産物	魚、モズク等	 2	% 3	-	※ 9	※ 9	:	13 <u>—</u> 2	_	% 1	-	-	-	台湾にて全ロット検査
生鮮物	県産の農産物 (ゴーヤー、 シークワー サー、ヘチマ など)	-	0	-	*9	*9	2 .	1 1 -		*4	0	0	-	台湾にて全ロット検査。 なお、紅イモは輸出不可
加工食品	食肉加工品	0		13—11	※ 9	※ 9	8	-	_	12-12	0	0	-	台湾にて全ロット検査
	牛乳·乳飲料	※ 5	_	_	※ 9	※ 9	-	·	_	% 1	0	0	_	台湾にて全ロット検査
	加工食品(菓子類等)	※ 6	※ 7	-	※ 9	※ 9	-	10 - 1	=	%1 %8	0	0	-	台湾にてサンプル検査。
酒類	泡盛、ビール	_	_	-	-	0	12—1	V—	_	*8	0	0	_	ロット検査。ただし、台 湾当局からの指示で全 ロット検査の場合あり。 関税は泡盛40%、ビー ルは無税。

【補足説明】

- ※1 台湾で販売するすべての食品は、(台湾政府の)食品管理衛生法で定められた食品 衛生・安全性及び品質基準に合致しなければならない。
- ※2 鮭鱗類、スズキ類、ナマズ類、コイ類などは動物検疫証明書が必要となる。
- ※3 モズク等の海藻類は台湾では、植物検疫証明書が必要となる。
- ※4 台湾は国内法である食品衛生管理法で定められた品質基準に合致することが必要 になる。
- ※5 牛乳 (脂肪分1~6%の生乳) は動物検疫が必要となる。
- ※6 缶詰を除くすべての動物性食品には必要。
- ※7 加工度合によって必要となる場合があるので、台湾政府の行政院農業委員会植物検 疫局に事前の問い合わせが必要。
- ※8 輸入許可は、台湾輸入酒類検査法に基づき台湾政府の財政部から取得(約2週間要す)。ただし、輸出国の公的機関等から発行された「試験報告、検査証明あるいは 関連の認証証明」(2年以内に発行されたもの)があれば、台湾においてロット抽 出検査等を省略し書面審査で許可される。
- ※9 すべての食品(酒類を除く)に対し2015年5月15日以降より、商工会議所が発行した証明書(サイン証明書、産地証明書)または、動物検疫証明書、植物検疫証明などで産地を証明する暫定処置が取られている。

●沖縄県の対応

県は台湾向け輸出円滑化に向け独自で産地証明書の発行を始めている。農産物は県 農林水産部・流通加工推進課、水産物は同水産課、それ以外の加工食品は県就航労働 部・国際物流商業課が窓口となる。

<申請書類> ・・・様式は県のホームページよりダウンロード

- ・委任状 (手続きを委任する場合のみ)
- ・輸出食品等に関する証明申請書
- 輸出証明書
- ・生産地を確認できる書類の添付

(インボイス、パッキングリスト、商品ラベルの写し、商品写真、農家、JAからの仕入れ・出荷伝票など)

※書類の発行には1週間程度を要する(不備等がない場合)

(3) 中国向け輸出

中国への輸出は、畜産物が禁止になっているなど、いろいろと規制の多い。また、中国 国内の各通関によって書類の作成等において異なる点があるので注意を要する。また、現 地での受取りに時間を要するなど事前の調整が必要である。

■中国向け沖縄県産品輸出における主な書類

		国内通関			輸出国	國の通	関、申	青等						
	検疫所 保健		制、法	制、法律等局登朗演					輸出国申請、書類		律等に 備が			
		動物検疫証明書	植物検疫証明書	衛生証明書	サイン証明書	原産地証明書	日付証明	産地証明書	放射能物質検査	(相手国からの)輸	成分検査等	食品添加物等表示	ラベル表示規制	考
畜産物	豚肉	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	日本からの輸入禁止
	牛肉	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	日本からの輸入禁止
水産物	魚類他	_	<u>==</u>	0	0	0	0	0	※ 1	_	(<u>1—</u>);	<u> 201</u>	_	
生鮮物	野菜	_	0	<u></u>	0	0	0	0	0	0	: - -	<u>2012</u>	* 2	中国政府の輸入許可証の取得が前提。なお、シークワーサーの輸出は禁止。
加工食品	食肉加工品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	日本からの輸入禁止
	乳製品	※ 3	_	0	0	0	0	0	0	※ 4	0	_	0	
	加工食品(菓 子類等)		_	:: :	0	0	0	0	_	_	0	0	0	
酒類	泡盛、ビール	_		_	0	0	0	0	_	: :	0	0	0	中国は地域の税関に よって書類の記入方法 が違ったりするので注 意を要する

【補足説明】

- ※1 中国輸入業者においても産地・輸送経路を記した検疫許可申請が必要になる。
- ※2 中国の食品衛生法の規定による表示が必要。品名、産地、規格、品質保証期限、 食用の方法などを判り易く中国語での表示が必要。
- ※3 検疫審査認可を必要とする乳製品は、「入国動物植物検疫許可証」が必要となる。
- ※4 中国国家標準化管理委員会が規定する中国食品工業標準乳製品標準に適合することが条件になる。

(4) シンガポール向け輸出

シンガポールは、貿易制度に関しても自由度が高く、「トレード・ネット」と呼ばれる電子システムが導入されており、輸出入申告、許可通知などの手続きが自動的に一括処理され、輸出入に関する手続きは早い。また、日本からの農林水産物の輸出は2013年で約164億円と多く、日本食品や日系の飲食店間の競合が激しい地域である。

■シンガポール向け沖縄県産品輸出における主な書類

-//	カホール向	17/11	电力では	王口口刊	<u> Н</u>	0317	م ت ده	トロカ	₹					e.
		国内通	題関		輸出国	国の通	関、申記	青等						
		検疫所	検疫所 保健 所		制、法律等原発問演			その他 基づき 必要な	申請、					
		動物検疫証明書	植物検疫証明書	衛生証明書	サイン証明書	原産地証明書	日付証明	産地証明書	放射能物質検査	(相手国からの)	栄養表示	品質表示	ラベル表示規制	考
畜産物	豚肉	0	=	0	0	-	=	-	=	-	=	=	=	県内にシンガポール
	牛肉	0	15-21	0	0	л —	2-2	-	(7. 1	-	-	2-2	政府認可の豚、牛の 取り扱い施設は無い
水産物	魚類他	-	1 1 - 1	-	0	8 -8	-	-	: :	S=-	1000-	-		
生鮮物	野菜	i	S S.		0	s s	-	-	s a - s		(1141)	-	-	植物検疫無しで輸出が可能
加工食品	食肉加工品※1	0	3 0	0	0	12 -1 2	-	-	1 1		0	0	0	
	牛乳·乳飲料、 冷凍菓子	ii r s s	s ,:		0	s 	-	-	S ara si	s	0	0	0	
	加工食品 (菓子類等)	-	():		0	-	_	-	-	_	0	0	0	
酒類	泡盛、ビール	-	1-0		0	10	-	-	1—0	s -	_	-	0	

【補足説明】

※1 シンガポールは人口の 14%がマレー系で、イスラム教徒であるためハラルへの対応も 求められる。

(5) タイ向け輸出

タイ向け輸出は、規制品目は比較的少ないものの、現地の法令等に基づいた許認可事項 に注意を要する。

■タイ向け沖縄県産品輸出における主な書類

_/ 11	可叮冲縄県	生四年	別山川	-031	AT.	'ひ百 ブ	识							
		国内通	関		輸出国	国の通	関、申請	青等	44					
		検疫原	f	保健所		国の規 法律等 る書類				その他 基づき 必要な	申請、			
		動物検疫証明書	植物検疫証明書	衛生証明書	サイン証明書	原産地証明書	日付証明	産地証明書	放射能物質検査	(相手国からの)	栄養表示	品質表示	ラベル表示規制	考
畜産物	豚肉	0		0		0%1	0	0	_	n—1	-	1	-	
	牛肉	0	<u>89—3</u> 8)	0		0%1	0	0	_	3 <u></u> 3	3 <u>. 19</u>	5 <u></u> -	_	県内にタイ政府認 可の牛の屠畜場は 無い。
水産物	魚類他	-	-			0%1	0	0	=	-	3	1	=	
生鮮物	野菜	-	0	_	_	O%1	0	0	-	_	1	_	-	シークヮーサー、ゴー ヤーなどは輸入禁 止。
加工食品	食肉加工品	0	3 - 81	0	8 	0%1	0	0	-	-	S - L i	1.—1	 2	
	牛乳·乳飲料、 冷凍菓子	0		0		0%1	0	0	-	-	SI -B I	: -	※ 2	
	加工食品(菓子等)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(=).	777		0%1	0	0	% 3	_	7.0 	Ų	※ 2	
酒類	泡盛、ビール	_		72884	9 -3 1	-	_	-	-	※ 4	S -	-	※ 2	

【補足説明】

- ※1 政府機関発行の産地証明書のほか、各地の商工会議所が発行する原産地証明も認められている。
- ※2 輸出時は要件ではないが、商品が現地の市場に流通後、関係当局が検査を行う。 ラベル表示についてはタイの法律に基づいて表記が決まっており、輸入前にタイ語 のラベル印刷を現地で行い承認を受けておく必要がある。
- ※3 主原料の産地が3県(福島県、宮城県、群馬県)の場合は、タイ政府に登録している放射能性物質検査機関での検査が必要。日本政府発行の放射能物質検査証明書は不要。沖縄県は(株)沖縄環境保全研究所、(一財)沖縄県環境科学センターが登録。
- ※4 タイの輸入業者はタイ財務省物品税局から免許取得が必要。また 10以上のアルコールを輸入する場合は都度、物品税局に輸入届の必要がある。